

第 1 章

総説

第1 市場監視係の概要

1 名称

さいたま市保健所食品衛生課市場監視係（令和4年4月1日現在）

2 所在地

埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目226-1

TEL 048 (662) 7575

FAX 048 (652) 1536

3 設置年月日

平成14年4月1日

4 業務内容（令和4年4月1日現在の法令に基づく）

さいたま市内の2か所3地方卸売市場の食品関係営業施設を対象に、市場流通食品の安全性を確保するために、次の事務を行っている。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく報告の要求、臨検、検査及び収去に係る事務
- (2) 法第30条の規定に基づく監視又は指導に係る事務
- (3) 法第59条の規定に基づく食品等の廃棄処分に係る事務
- (4) 法第60条の規定に基づく営業の禁止又は停止に係る事務
- (5) 法第61条の規定に基づく施設の改善命令等に係る事務
- (6) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく、監視指導及び収去に係る事務

5 勤務体制（令和4年4月1日現在の規程に基づく。）

さいたま市職員の勤務時間等に関する規程（平成13年5月1日さいたま市訓令第5号。以下「規程」という。）第3条に基づき、次のように定めている。

- (1) 大宮市場(卸売)の監視に従事する場合：午前3時30分から午後0時15分
- (2) 大宮市場(仲卸)及び浦和市場の監視に従事する場合：午前7時から午後3時45分
- (3) (1)及び(2)以外の場合：規程第2条に定めるところによる

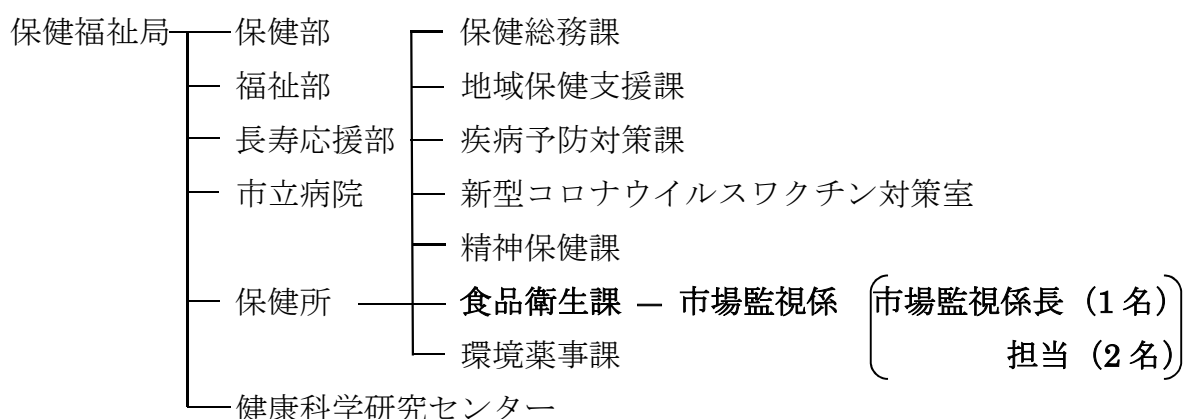
6 沿革

- (1) さいたま市は、平成13年5月1日、旧浦和市、旧大宮市及び旧与野市の合併により、人口102万人を擁する都市として誕生した。
- (2) 平成13年9月、保健所政令市移行の閣議決定がなされ、地域保健法施行令が改正

された。

- (3) 平成 14 年 4 月、さいたま市保健所が開設され、それまで埼玉県市場衛生検査センター（平成 14 年 3 月 31 日閉所）が所管していたさいたま市内の市場に関する事務を引き継ぐ市場監視室を埼玉県水産物地方卸売市場内に設置。
- (4) 平成 19 年 4 月、市場監視係へ名称変更。
- (5) 平成 21 年 4 月、環境衛生課市場監視係から食品衛生課市場監視係へ名称変更。
- (6) 平成 24 年 4 月、市内全域の監視業務を所掌。
- (7) 平成 26 年 4 月、市内全域の監視業務を食品衛生係へ移管。

7 組織（令和 4 年 4 月 1 日現在）



8 主な検査機器

品名	規格	数量
三眼顕微鏡	オリンパス BHT-321	1
システム実体顕微鏡	ニコン SMZ800	1
ファイバー照明	ニコン C-FI115	1
研究用顕微鏡	オリンパス BX51-33	1
低温インキュベーター	福島工業 FMU-133I	1
チェストフリーザー	PHCbi MDF-437	1
卓上型振とう恒温槽	タイテック パーソナル 11EX セット	1
電子天秤	ザルトリウス TE64	1
電子天秤	エー・アンド・デイ FX-2000i	1
残留塩素測定器	柴田 残留塩素測定器 DPD 法	1
残留塩素測定器	笠原理化工業 DP-7Z	1
耐薬引違保管庫	アズワン N-90 セット	1
ヒスタミン測定用吸光光度計	キッコーマン PD470	1
ATP 測定装置	キッコーマン ルミテスター PD-20	3
ATP 測定装置	キッコーマン ルミテスター PD-30	1
保冷ボックス	日本フリーザー SBE-25W	3
保冷ボックス	日本フリーザー SBE-65ML	2

(令和4年4月現在)

第2 卸売市場の概要

1 さいたま市の卸売市場

令和4年4月1日現在、さいたま市には中央卸売市場が1市場、地方卸売市場が4市場ある。それらのうち整備市場が4市場あり、その内訳は、水産物市場が1、食肉市場が1、青果物市場が2となっている。当係が所掌する市場は下表のとおりである。

※ 整備市場とは、埼玉県卸売市場整備計画に基づき統合整備、存地整備又は移転再整備された市場をいう。

表) 食品衛生課市場監視係所掌市場

市場名	所在地	開設者 卸売業者	取扱数量 (t)	監視対象 施設数 (業種数)	開設年	施設規模		
						用地 (㎡)	卸売場 (㎡)	駐車場 (㎡)
埼玉県水産物 地方卸売市場	さいたま市北区 吉野町 2-226-1	(株)埼玉県魚市場 開設者と同じ	16,580	64	昭和 46年	46,384	5,737	22,000
大宮総合食品 地方卸売市場	さいたま市北区 吉野町 2-224-1	(株)大宮中央青果市場 開設者と同じ	47,506	(71)	昭和 45年	47,149	5,325	20,327
地方卸売市場浦和 総合流通センター	さいたま市桜区 桜田 3-3-1	(株)浦和総合流通センター 浦和中央青果市場(株)	89,565	19 (24)	昭和 45年	60,320	7,214	17,613

注) 取扱数量は令和4年度の実績である。

監視対象施設数・業種数は令和4年4月1日現在である。

2 所掌卸売市場の取扱実績

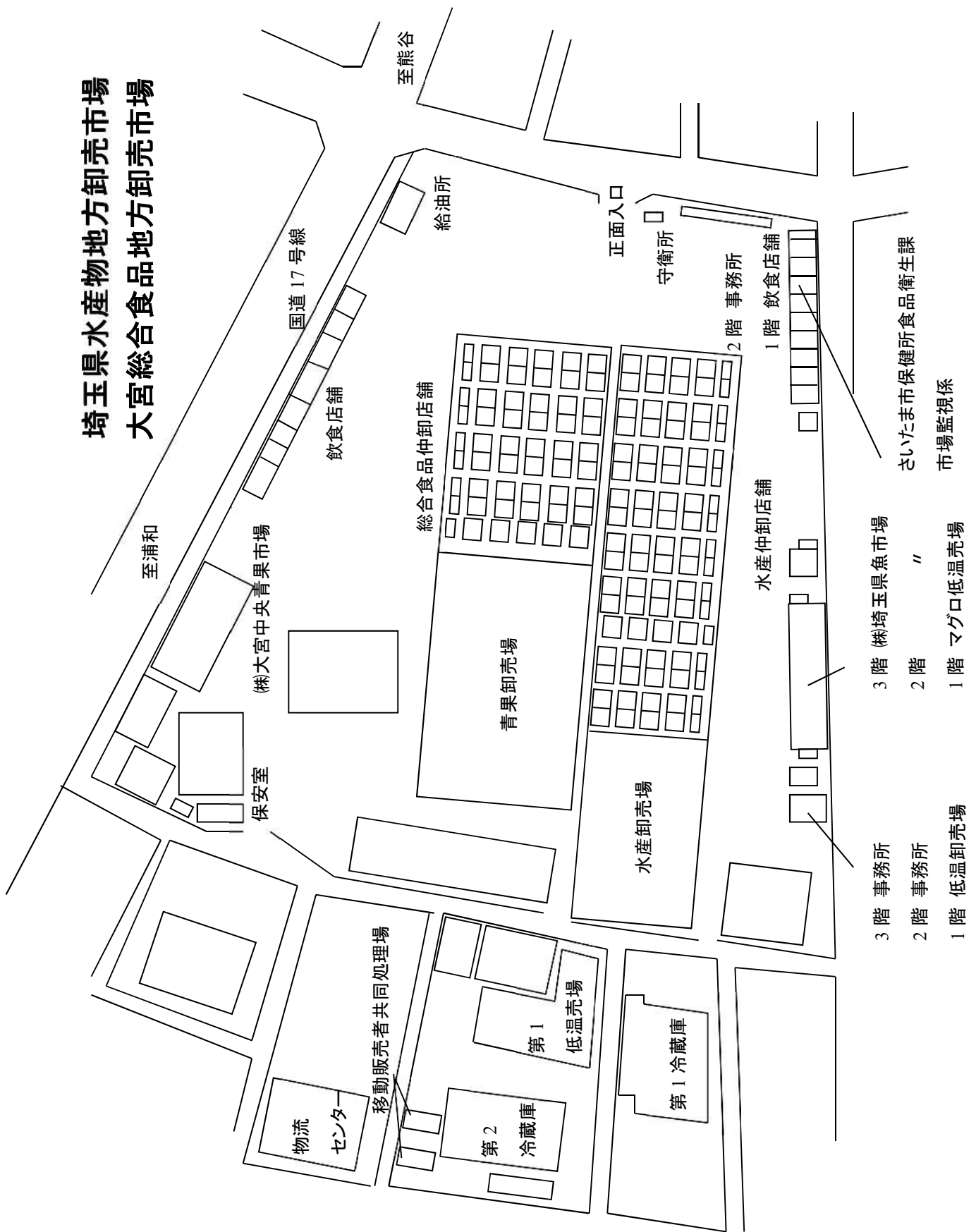
(1) 水産物関係

埼玉県水産物地方卸売市場における令和4年度の取扱量は16,580トンであり、昨年度より減少した(令和3年度取扱量:17,410トン)。

(2) 青果物関係

大宮総合食品地方卸売市場及び地方卸売市場浦和総合流通センターにおける令和4年度の取扱量の合計は137,071トンであり、昨年度より減少した(令和3年度取扱量:大宮49,571トン、浦和90,205トン、合計139,776トン)。

3 所掌卸売市場内施設配置図 (令和4年4月1日現在)



浦和総合流通センター

